

対象収入について・・・（１）から（３）を差し引いた金額です。

（１）収入として認定するもの

ア 年金、恩給等の収入

年金、恩給その他これに類する定期的に支給される金銭については、その実際の受給額を収入として認定すること。

（ア）公的給付であるか私的給付であるかを問わず、定期的に支給される金銭については「収入として認定しないもの」を除きすべて収入として認定します。

例）国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、退職共済年金（公務員共済組合等）、労働災害補償保険（休業補償給付、障害補償年金等）、企業退職年金、私的終身年金保険、雇用保険（失業給付の基本手当）、厚生年金基金、傷病手当金、遺族年金、障害年金、恩給、給与所得等

（イ）給与所得については、給与所得控除後の金額を収入として認定します。

（ウ）収入とすべき時期は、その年金、恩給等の支給の基礎となる法令、契約、規程等により定められた支給日となります。なお、さかのぼって受給権が生じ、1年分を超える額を一度に受給した場合は、1年分（前年の支給相当額）のみを収入として認定します。

（エ）外貨により支払われる年金等の邦貨換算は、所得税における取扱いに準じて、原則として支給日の相場により行います。

※注意点

- ・年金、恩給等の収入を所得証明書（又は課税証明書）で確認する場合は、「年金収入」の金額で認定します。（公的年金等控除額を差し引いた後の「雑所得」ではありません。）
- ・遺族年金、障害年金は非課税となり、所得証明書（又は課税証明書）に反映されないため、振込通知書や振込金融機関の通帳の写し等で受給の有無について十分に確認してください。
- ・給与所得は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄、又は確定申告書の「所得金額」欄で認定します。（「支払金額」又は「収入金額」ではありません。）

イ 財産収入

土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

※注意点

- ・「収入金額」ではありません。確定申告をしていない場合、所得証明書（又は課税証明書）では0円となるため、収入を証明するものから収入額を認定します。必要経費が分かるのであれば、それを除いた金額を認定します。

ウ 利子・配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告をした場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

※注意点

・利子、配当収入が「源泉分離課税」の対象となっている場合、確定申告が不要のため、「課税標準として把握された所得の金額」としての取扱いを受けません。よって、利子、配当収入については確定申告書又は所得証明書（又は課税証明書）に記載があるものに限って、収入として認定します。

エ その他の収入

不動産、動産の処分などによるその他の収入（軽費老人ホーム入居前の臨時的な収入は除く。）については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

(ア) その他の収入には、譲渡所得、山林所得、一時所得（生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等）、雑所得（年金恩給等を除く）等が該当しますが、この場合の「課税標準として把握された所得の金額」とは、所得税法第22条第1項に規定する総所得金額、山林所得金額のうちこれらの所得に係るものをいいます。なお、分離課税される譲渡所得については、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額をいいます。

(イ) 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定します。

※注意点

・租税特別措置法に規定する居住用財産（マイホーム）を譲渡した場合で、確定申告をして特別控除の特例を受けた場合は、特別控除額を控除して計算した金額を収入として認定します。

(2) 収入として認定しないもの

- ・ 臨時的な見舞金、仕送り等による収入（入居前の退職金も収入として認定しません。）
- ・ 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭
- ・ 原子爆弾被爆者に対する特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- ・ 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金で、公害健康被害補償法の補償給付に相当するもののうち、生活保護法で収入として認定しないものとして定める額に相当する額
- ・ 特別児童扶養手当等、軽費老人ホームに入所することにより支給されないこととなる金銭
- ・ 児童手当法により支給される児童手当等、入所者の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- ・ 軽費老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入
- ・ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念収入として認定することが適当でない判断される金銭

※中小企業退職金共済法第12条第1項（退職金の分割支給等）に規定する分割払いの方法により支給される同条第2項に規定する分割退職金のうち、入居後に支給されるものも収入として認定しません。

(3) 必要経費

ア 租税

所得税、住民税、相続税、贈与税の租税。（ただし、固定資産税、都市計画税、不動産取得税は除きます。）その他の租税については、施設長が特別の事情があると認めたもの。

イ 社会保険料又はそれに準ずるもの

(ア) 社会保険料（所得税法第74条第2項に規定するもの）

○内訳（所得税法第74条第2項抜粋）

- ・ 健康保険法の規定により被保険者として負担する健康保険の保険料
- ・ 国民健康保険法の規定による国民健康保険の保険料又は地方税法の規定による国民健康保険税
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料
- ・ 介護保険法の規定による介護保険の保険料
- ・ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険の被保険者として負担する労働保険料
- ・ 国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金
- ・ 独立行政法人農業者年金基金法の規定により被保険者として負担する農業者年金の保険料
- ・ 厚生年金保険法の規定により被保険者として負担する厚生年金保険の保険料及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金
- ・ 船員保険法の規定により被保険者として負担する船員保険の保険料
- ・ 国家公務員共済組合法の規定による掛金
- ・ 地方公務員等共済組合法の規定による掛金（特別掛金を含む。）
- ・ 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
- ・ 恩給法第59条の規定による納金

(イ) 社会保険料に準ずるもの

- ・所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金

ウ 医療費

前年中に支払った医療費（医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取り扱います。）から保険金等で補填される金額を除いたもの。

(ア) 医療費は、支払った医療費の総額から、保険金で補填される金額を控除した額の全額について認めるものであり、所得税法の取扱いとは異なり、控除限度額はありません。

(イ) 医療費の額の算定にあたって、医療費を補填する保険金等の額が確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて行うものとします。この場合において、当該保険金等の見込額が当該確定額と異なったときは、その判明した日の属する月の翌日初日をもって変更決定を行います。

(ウ) 高額な医療費の場合は、還付金の有無についても確認してください。

(エ) 医療費控除の対象範囲は主に次のとおりです。

① 医師・歯科医師による診療費または治療費

なお、健康診断のための人間ドックの費用やインフルエンザ等の予防接種の費用、医師等に対する謝礼金は対象となりません。また、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金、解毒剤・胃薬等、通常備えている医薬品についても対象外です。

② あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価

ただし、疲れを癒やしたり、体調を整えたりといった治療に直接関係のないものは含まれません。

エ 介護サービス料

介護保険法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、指定介護予防地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を利用した場合に、事業者を支払う利用料（いわゆる自己負担分）

オ その他

(ア) 配偶者その他の親族が入所者の仕送りにより生活している場合（仕送りがなければ生活保護基準を下回るような場合）において必要とされる仕送りの費用。なお、仕送りを受けるものに収入があった場合は、その分については、差し引くものとします。また、入所者の仕送りにより生計を維持している配偶者等の租税、社会保険料、医療費は、仕送りのための費用とは別に、それぞれ租税、社会保険料、医療費として必要経費として認められます。

※樽前慈光園では、ひと月あたりの仕送り控除認定額を当該年度7月1日時点の「軽費老人ホームに関する基準」における軽費老人ホームA型のサービスの提供に要する費用基本単価を限度としています。

※配偶者その他の親族の範囲

原則として配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）又は民法に定める扶養義務者としますが、特別の事情がある場合には、民法第725条に規定する親族までとすることができます。

(イ) 災害により資産が被害を受けた場合において、これを補填するために必要とされる費用

- (ウ) やむを得ない事情による借金の返済
原則として、入所前の本人に係る借金であって、やむを得ない事情によるものの返済（本人名義の住宅ローンや生活福祉資金等の返済費用等）の場合に限り認められるものです。なお、入所者の仕送りにより生計を維持している配偶者等が、医療費等、不意に支出せざるを得ない状況において借金をしている場合は、その返済についても同様の取扱いとします。
- (エ) 自己の日常の用に供される補装具、身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるを得ない費用が入所者にあると施設長が認めるときは、その額を必要経費として認定することができます。
- (オ) 離婚に伴う慰謝料
- (カ) 配偶者等が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している場合における標準的な生計費（いわゆる個別的日常に相当する額（老齢福祉年金相当額）。）

(4) 必要経費として認められないもの

- (ア) 入所者の意志により任意に負担する費用
例えば、交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄付金等の費用。
- (イ) 軽費老人ホーム入所前の生活費等、入所により支出が不要になる費用
- (ウ) 軽費老人ホームの利用料
- (エ) 生命保険料。ただし、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益を受けるものについては、必要経費として認めることができます。
- (オ) 住宅維持費（損害保険料を含む）。ただし、入所前に自己の居住の用に供していた住宅で居住する者がなく、また賃貸も困難な場合には、通常必要とされる住宅維持費を必要経費として認めることができます。

(5) 留意すべき事項

- 収入は、年金（公的・私的共通）・恩給類については、収入金額全額が対象です。それ以外の収入（給与収入・不動産収入等）については、課税標準として把握された金額＝必要経費控除後の「所得額」が対象です。
- 基礎控除、配偶者控除等の確定申告における控除項目は必要経費として認められません。確定申告の所得認定と軽費老人ホームの収入認定は類似部分もありますが、別個の制度であり、基準が異なります。
- 生命保険料、火災保険料等の任意加入保険の保険料は、必要経費として認められません。
- 戦没者遺族に対する遺族年金は収入として認定されますが、戦没者遺族に対する弔慰金、特別弔慰金は収入として認定しません。
- 医療費などの証明書類は枚数が増えることがありますが、必要経費として認定するには証明書類の提出と保存が必須です。レシートや領収書がない場合は、必要経費とできません。（確定申告を行った場合は確定申告の控えて差支えありません。）
- 介護サービス利用料の自己負担分については、必要経費の対象となりますが、デイサービス等での食費や日常生活品費等の部分は必要経費として認められません。

※ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく施設の担当職員までお問い合わせください。